

## サラワク州の森林政策と地域社会：その悪評の理由

藤田 渡（甲南女子大学）

はじめに

サラワクの林業は評判が悪い。東南アジアではどこでも伐採が行われ森林破壊が進行し先住民の権利が侵害されているのに、サラワクはどこにも増して国際的非難の的になってきた。どうしてなのか。サラワクのこれまでの森林政策と近年の動向を踏まえて考えてみたい。

### 1. サラワクの土地・森林制度の概要

サラワクの土地利用は、混合地、先住地、先住慣習地、内陸地、保留地というカテゴリーに分かれる。混合地と先住地は近代的土地所有権が設定され、内陸地や保留地は州有地となる。問題となるのは先住慣習地の扱いである。1958年以前に慣習的に利用されていた土地には引き続き権利が与えられるというものだが、権利の根拠となる慣習的利用の種類や範囲が明確でなく、証拠が不十分な場合も多い。森林の場合、耕作以外の林産物利用が含まれるがどうか最大の争点である。

### 2. 利権としての森林

林業は長らくサラワク州の中心的な産業であった。サラワク州は、木材のほかにも石油を産する。しかし、石油資源からの収益は、すべて連邦政府に入ることがマレーシア連邦憲法によって定められている。これに対し、木材資源は、憲法上、各州の管轄事項とされ、ロイヤリティなどの収入はすべて州に入ることになっている。また、サラワク州の場合は、マレーシア連邦に加入した際の経緯から、より独立性が保障されており、土地も含め、森林や林業の管理は全面的に州が権限を握っている。このため、木材資源は州の独自の財政基盤として、あるいは州の政治家にとっての利権としても、未だに重要な位置を占めている。実際に、サラワク州政治におけるおもな権力闘争のなかには、この木材の利権をめぐるものもあったという。このように一部の政治家の手に握られている木材の利権だが、そうした政治家は民主的な選挙を経て選出されている。出身民族も州の民族構成をある程度反映している。この意味で、プナンのように社会的に弱い立場にある場合を除き、サラワクの人々は政治的に一応の発言をしているとみなせる。

### 3. 地域住民やNGOによる伐採反対運動

1980年代以降、各地で伐採反対運動が起り、バリケード封鎖がなされるようになった。特に、1987年からのバラム流域でのプナンによるバリケード封鎖は国際世論を喚起する大きな契機となった。特徴的なのはブルーノ・マンサーなど外国人が直接的に関与したことである。マレーシア産木材のボイコットに繋がるほどの運動に発展したが、実際には他国に比べて著しく先住民の権利が侵害されているとはいえない。プナン以外の民族については、少なくとも耕作した履歴のある土地については先住慣習権が法律で保証されている。これが不当に侵害されたという事例はない（解釈の相違による争いは存在する）。耕作をしてこなかった遊動プナンは伐採による影響を受けてきたが、福祉政策や開発政策などはなされており（だからそれでよいというわけではない）、他国の同様の立場にある人々とそれほど大きな違いはない。

### 4. 「持続的森林管理」への政策転換

1990年代に入り、大きな政策転換がなされた。まず、1990年に、国際熱帯木材機関（ITTO）のミッションを招聘する。このミッションによる勧告は、Permanent Forest Estateでの適正な

伐採量を、それまでより厳しく計算し、下方修正するものだったが、州政府はそれを受け入れ、実行している。同じ時期から、それまでの伐採対象地のユニットを再編し、持続的木材の認証が得られるように改善してゆこうという方針（“Sustainable Forest Management”、以下 SFM）が、少なくとも森林局内部で検討され始めた。しかし、これはさすがに簡単には実現せず、ようやく 2002 年になり実行に移された。現在では、大手伐採会社 6 社がそれぞれ試験的なユニットを用意し、マレーシア国内の認証機関である MTCC の基準にそった経営を始めており、そのうち、サムリン社が始めて、昨年秋にバラム川上流域で認証を取得した。ほかの 5 社の試験地でも、近々、認証が得られる見通しである。この背景には ITTO の交渉力、及び伐採会社や政治家のイメージ回復戦略がある。しかし、木材の追跡制度がない MTCC のスキームに対し地域住民や NGO が懐疑的である。また、地域住民への利益分配や補償も、特に現状では慣習的権利が認められていないプナンの場合、不十分だという認識が強い。

#### 5. 法廷闘争の展開

地域住民の運動の方法にも変化が見られる。バリケード封鎖に加え、法廷闘争が展開されてきている。初めてのケースは 1989 年だったが、その後、件数が増加した。伐採会社などとの和解が成立するケースはあったが、裁判に時間がかかるため、判決が出たのは 1 件のみである。現在、100 件以上が係争中だという。ただし、2005 年に出た判決が未耕作地での林産物利用を根拠に慣習権を認める内容だったので、特にプナンにとっては追い風となろう。

#### 6. 悪評の理由

このようにマレーシア・サラワクの森林政策は、東南アジアの他の国々に比べ目立ってひどいわけではない。それがこれほど際だって非難の対象になったのは、国内の社会運動を弾圧したため、地域住民が国際 NGO と直結せざるをえなかったためだと思われる。他方で、一応、民主的であり公正な司法制度があり、文民統治下にあるなど、スハルト独裁期のインドネシアほど強権的でもなかった。だから国際 NGO が活動できたのである。ほどほどに強権的であったことが悪評を招いたといえる。今後、特に先住民出身の中間層が発達し、法廷闘争や社会運動が盛んになって「ガス抜き」が進めば、そうした事態は収束するものと思われる。近い将来を大きく左右するもう一つの要因は現州首相の健康状態とそれに起因する権力闘争だが、現段階で予測可能なデータがない。